一　道路の種類及び路線名　道路の位置
　一般国道　百九十一号　山口県萩市下田万地先から島根県益田市高津町地先まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏　名　萩ケーブルネットワーク株式会社　代表取締役社長　刀禰　勇
　住　所　山口県萩市大字江向五五〇一一
三　他の管理者が行う管理の内容
　一般国道１９１号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び中国地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載
四　管理の期間　平成二十五年八月九日から本協定の存続する日まで

○中国地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月六日　中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　広島圏都市計画道路事業三・五・〇一五号青崎池尻線
三　事業施行期間　自平成二十五年九月六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　広島県安芸郡府中町青崎中、桃山一丁目、桃山二丁目及び鹿籠二丁目地内
　使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日　四国地方整備局長　三浦　真紀

五　路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	室戸市羽根町字大浦乙三九八二番一地内	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月六日

○九州地方整備局告示第百五十七号

一　以下「法」という。）第二十条及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年九月六日　九州地方整備局長　吉崎　収

第１　起業者の名称　長崎県及び佐世保市
第２　事業の種類　二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事
第３　起業地
１　土地
⑴　収用の部分　長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂、字浦ノ口及び字ツブキ、岩屋郷字野稲原、字川原、字川原平、字祓川、字矢杖、字浦ノ谷、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前、字瀬戸ノ尾尻、字瀬戸ノ尾、字角合平、字狩集道上、字狩集、字下這迫、字上這迫、字二反田、字大山口、字上辻、字下辻、字平六渕、字勘太平、字タル谷及び字中ノ川内並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本、字陰ノ迫、字鳶ノ巣、字西ノ迫、字迎畠及び字下木場地内
⑵　使用の部分　長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂及び字ツブキ、岩屋郷字祓川、字下這迫及び字大山口並びに木場郷字タリカド及び字笹ノ本地内
２　漁業権
⑴　収用の部分
［二級河川川棚川水系石木川］
上流　右岸　長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原
左岸　長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原　から
下流　右岸　長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原
左岸　長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原　至る間
⑵　使用の部分
［二級河川川棚川水系石木川］
上流　右岸　長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎畠
左岸　長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎畠　から
下流　右岸　長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原
左岸　長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原　至る間

第４　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
１　法第20条第１号の要件への適合性
申請に係る事業は、長崎県東彼杵郡川棚町石木郷地内、岩屋郷地内及び木場郷地内に施行する「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。
本件事業のうち、「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。
また、本体事業の施行により遮断される県道、町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号の都道府県道、同条第４号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、農業用道路の付替工事は、同条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
２　法第20条第２号の要件への適合性
二級河川川棚川水系石木川は、河川法第５条第１項により長崎県知事が指定した河川であり、同法第10条第１項の規定により、長崎県知事が河川管理者となることなどから、起業者である長崎県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。
また、佐世保市は、水道法第６条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。
３　法第20条第３号の要件への適合性
⑴　得られる公共の利益
二級河川川棚川水系川棚川（以下「川棚川」という。）は、その源を長崎県東彼杵郡波佐見町（以下「波佐見町」という。）の桃ノ木峠（標高375m）に発し、同町の中央部を西に流れ、支川野々川川、井石川、田別当川及び金屋川と合流し、同町の西部を南下して支川村木川、川内川、長野川及び志折川と合流し、同郡川棚町（以下「川棚町」という。）に入り猪乗川及び石木川を合流した後大村湾に注ぐ、流路延長約19.4km、流域面積約81.4㎢の河川である。
また、川棚川の河川水は、農業用水として利用されているほか、波佐見町、川棚町及び同県佐世保市の水道用水として広く利用されている。
川棚川の流域は、地形的に山が迫り流路延長が短く川幅も狭いことから、梅雨期や台風期には過去幾度となく災害を受けており、昭和23年、昭和31年及び昭和42年に災害を受けている。そのため、築堤や河床掘削、野々川ダムの建設等様々な治水対策を行なってきたが、最近では平成２年７月２日の梅雨前線による豪雨により、川棚町全体で床上浸水97戸及び床下浸水287戸の甚大な被害を受けた。